

第14回 古民家再生議員連盟 次第

令和4年10月26日(水) 12:00～

自民党本部「101」

進行：深澤陽一 事務局長

1. 開 会

2. 挨拶 江藤 拓 会長

うえの賢一郎 幹事長

3. 議 事

(1) 全国古民家再生協会より

〈挨拶・説明〉全国古民家再生協会 井上 幸一

・古材リユース市場の確立について

(日本標準産業分類に関して)

(2) 関係省庁より

4. 意見交換

5. その他

【省庁出席者】

<総務省>

植松 良和 政策統括官(統計制度担当) 付統計改革実行推進室

<国土交通省>

石井 秀明 住宅局住宅生産課木造住宅振興室 室長

<経済産業省>

菅原 浩志 大臣官房 調査統計グループ 統括統計官

<環境省>

水谷 努 環境再生・資源循環局 総務課 事務推進室長

<林野庁>

土居 隆行 木材産業課 木材製品技術室長

熊谷 有理 木材産業課 課長補佐

(敬称略)



古民家再生議員連盟

令和4年10月26日

第11回古民家フォト甲子園
中高生部門最優秀作品

第11回古民家フォト甲子園
小学生部門最優秀作品





当協会の経緯

一般社団法人全国古民家再生協会は持続可能な循環型建築社会の実現を目指し、2011年に発足（当時：グリーン建築推進協議会）し全国各地に広がった一般社団法人古民家再生協会の全国組織として活動をスタート。日本の伝統建築である古民家を活かし、残すことをソフト面・ハード面の両面からサポートしてきた。古民家再生協会は地域に寄り添った活動をおこなう中、日本各地で問題となってきた「空き家」に関する問題に直面し、人口減少・高齢化・都市部への一極集中という避けられない背景を抱える地域の課題を解決すべく、地域資源を活かしたまちづくりを通じ地域を盛り上げ関係人口の増加で、地域が活性化し持続可能な循環型建築社会を目指しています。

当協会の主な取り組み

- ・国土交通省リフォーム事業者団体として登録（16団体）
- ・古民家のインスペクション
- ・古民家の再生に係るハード面のサポート（再築基準）
- ・空き家古民家の発生抑制に係る取り組み
- ・古民家の利活用（ソフト面のサポートも）
- ・地域の自治体と連携した地域課題の解決
- ・古民家を通じた地域ツーリズムの構築
- ・古民家の移築再生事業

当協会に係るメンバー

- ・工務店を始めとする建築従事者
 - ・設計事務所
 - ・不動産事業者
 - ・司法書士
 - ・行政書士
 - ・その他、当協会の理念に共感するもの
- ※古民家鑑定士資格は必須

連携する団体・企業

- ・古民家再生議員連盟（自民党）
- ・古民家再生議員懇話会（公明党）
- ・シルバー人材センター（厚生労働省）
- ・地域おこし協力隊（総務省）
- ・一般財団法人ロングステイ財団
- ・一般社団法人日本テレワーク協会
- ・株式会社JTB・楽天LIFULL株式会社
- ・HomeAway etc...

【未来の子どもたちの為に持続可能な循環型建築社会の実現を目指す】
という理念に基づき、全国67支部、約500名の会員が活動を行っています。

全国古民家再生協会と 全国空き家アドバイザー協会とが 協力体制を構築し、

各省庁の推進する取組みに足並みを揃えて、
地域活性化のために活動を実施。



一般社団法人
全国古民家再生協会



一般社団法人
全国空き家アドバイザー協議会

各省庁/自治体との取り組み



企業版ふるさと納税の促進
(内閣府)



古民家を活用したデジタル田園都市推進
テレワーク施設創出事業
(内閣府)



空き家古民家を活用した農泊の推進
(農林水産省)



住教育の推進
(国土交通省)



古材の活用について
(環境省・国土交通省)



空き家・古民家活用のための自治体連携
・連携協定締結済み : 44自治体
・地域再生推進法人指定 : 8自治体

古材リユース市場の確立

～古材の日本標準産業分類の位置付け～

(総務省・経済産業省・環境省)

日本の産業については、総務省の作成する「日本標準産業分類」へ、関係省庁の協力をいただき脱炭素に向けた取り組みとしても、日本産業分類に「古材」という新たな分類を設けることをお願い致したい。

古材リユース市場の確立～古材の日本標準産業分類の位置付け～

建築物の古材のリユース推進において環境省 リサイクル推進室を中心に令和2年度、令和3年度にて古材リユースパンフレットを作成し全都道府県へ周知をいただいた。

古材という資材の認知は、格段に広がっている。そうした中、日本標準産業分類に「古材」というカテゴリが組み込まれる必要がある。



古材のリユースにより持続可能な循環型建築を推進することは非常に重要



脱炭素に向けた取り組みは、建築事業者において非常に重要なことであり、関係省庁の協力が必要。



令和4年3月29日
環境委員会にて
環境副大臣務台俊介氏より
古材リユース促進について
答弁された。



自然乾燥された古材は時間とともに強度を増し続ける特性を持つ資材。より促進に向け明確な位置付けをおこなう必要がある。

分類に於ける「その他再生資源卸売業」の説明及び内容例示に「古材卸売業（仮称）」を入れていただきたい。

■日本標準産業分類における該当項目（案）

大分類「I 卸売業、小売業」

中分類「53 建築材料、鉱物、金属材料等卸売業」

小分類「536 再生資源卸売業」

細分類「5369 その他の再生資源卸売業」

■細分類「5369 その他の再生資源卸売業」における説明及び内容例示への追加（案）

主として繊維ウエィスト，カレット（ガラスくず），くずゴム及び他に分類されない再生資源を集荷，選別して卸売する事業所をいう。

建場業，同附随回収業も本分類に含まれる。

○繊維ウエィスト問屋；くず繊維卸売業；ぼろ（繊維くず）卸売業；

カレット（ガラスくず）卸売業；カレット（ガラスくず）集荷業；古ゴム問屋；

古ゴム卸売業；古ゴム集荷業；くずゴム集荷業；建場業；仕切場；くず物回収業；

プラスチック再生資源卸売業；古材卸売業（仮称）